

畜産物輸出特別支援事業実施要領

制定 平成28年1月20日付け27生畜第1531号
生産局長通知

第1 趣旨

本事業の実施については、農畜産物輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27政統第429号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体等

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める者は、農業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は法人格を有しない団体で生産局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）とする。
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第4の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式第1号を併せて提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 事業実施主体は、第5の7の(1)の取組を選択する場合には、公募を行い、5に定める者の中から選定した者（以下「事業者」という。）に対し、補助を行うものとする。
- 5 4の事業者は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。平成28年4月1日以降にあっては農地保有適格法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）、その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規定の定めがある団体とする。）、事業協同組合、事業協同組合連合会及び食品事業者のうち、次の要件を満たす者とする。

- (1) 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。ただし、生産局長が特に必要と認める場合にあっては、受益農家及び事業参加者が3戸以上であれば事業者として認めることができることとする。
- (2) 原則として、総事業費が2千万円以上であること。

第3 対象品目

第5の1、2及び3の(2)の取組は、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及びこれらを原料とする加工品(以下、「食肉鶏卵等」という。)を、第5の3の(1)の取組は牛肉のみを、第5の3の(3)及び4の取組は食肉鶏卵等及び牛乳乳製品を、第5の5から7までの取組は牛乳乳製品のみを対象とする。

第4 事業の実施基準

- 1 原則として、第5に掲げる取組のうち、1から6までの取組は必須とする。
- 2 事業実施主体が、国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の交付の対象外とする。
- 3 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、第5の7の(1)の取組により整備する施設の規模については、製造計画等からみて適切なものでなければならないものとする。

また、第5の7の(1)により事業者が整備する際の事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。
- 4 第5の7の(1)の取組の対象となる機械・器具・設備等は新品に限るものとし、既存の機械・器具・設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新と見込まれる場合)は、交付の対象外とする。また、施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等、実施要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とする。
- 5 事業実施主体は、第5の7の(1)の取組を選択する場合には、公募選定委員会を設置し、事業者を公募により採択するものとする。

公募選定委員会は、事業者が第2の5の要件を満たしているか、提出された計画が適切であるか等について、審査を行うものとする。

第5 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 多様な部位の輸出に向けた実践的調査

(1) 輸出に向けた事前調査

牛肉におけるモモ肉・バラ肉等の多様な部位等の輸出に向けた実践的調査を行う輸出先国を検討し、輸出先国の需要等についてマーケット調査を実施する。

(2) 輸出に向けた実践的調査

牛肉におけるモモ肉・バラ肉等の多様な部位等を輸出する場合の経済的・技術的な分析と実証を行うため、試行的に輸出を実施し、輸出先国において試食会・アンケート調査等を行う。

2 長期的なプロモーション活動と人的交流の促進

(1) 現地消費者等への情報発信

輸出先国のコンサルタントを活用し、消費動向の調査等を行う。また、輸出先国の情報発信者を活用し、SNS等を通じて輸出先国の消費者へ直接情報が届く活動を実施する。

(2) 人的交流活動

ア 日本国内への招へい

輸出先国の関係者（食肉事業者、シェフ等）を招へいし、国産畜産物の特長を活かすための食肉のカット技術等の技術習得等を図る。また、輸出先国の情報発信者を招へいし、国産畜産物に関する日本食文化と一体的に情報発信を図る。

イ 専門家の派遣

国内の専門家（食肉事業者等）を輸出先国へ派遣し、国産畜産物を活かすための食肉のカット技術等の技術普及等を図る。

3 多言語化による情報発信

(1) 和牛の品質情報の多言語発信

輸出先国において、和牛の特性であるトレーサビリティ制度、血統登録、食肉の格付けに係る情報を把握できるよう、多言語で情報発信するシステムの整備を行う。

(2) ロゴマークの登録・維持管理

輸出先国等において、国産畜産物の品目ごとのロゴマークの商標登録と登録の維持管理を行う。

(3) 国産畜産物の情報の多言語発信

輸出先国等において、国産畜産物の情報を発信するため、多言語のホームページの作成を行う。

4 点から面への取組の拡大

(1) 海外プロモーション活動

日本食文化との一体的なプロモーションや、国産畜産物の特長を活かす調理方法の提案を含めたセミナー、試食会、小売店等でのフェアの開催、商談会の開催、現地メディア等を活用したプロモーション活動を実施する。

(2) マーケット調査

我が国に対する輸出が未解禁である国・地域等において、畜産物のマーケット調査を行う。

5 牛乳乳製品の共同輸送システムの確立

(1) 共同輸送システムの検討・実証

効率的な輸送方法を検討するための会議の開催、物流の同期化、集約梱包及び異なる商品の混載等の実証を行う。

(2) 冷蔵・冷凍保管庫等のリース

安定的な共同輸送のために必要な冷蔵・冷凍保管庫、共同利用コンテナ等のリースを行う。

6 牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証

(1) 技術等の実証・分析

牛乳乳製品の風味を損なわずに冷凍可能な急速冷凍技術等の実証・分析を行う。

(2) 輸出の実証

急速冷凍した牛乳乳製品等の輸出の実証を行う。

7 国産チーズの輸出促進

(1) 輸出向けチーズ製造施設の整備

国産ナチュラルチーズの製造・保管に必要な共同利用施設（熟成庫・冷蔵保管庫等）の整備を行う。

(2) 商談会等の開催

チーズを製造する酪農家等と輸出業務を行う商社等との商談会等を開催する。

第6 補助率

本事業の補助率は、第5の5の(2)及び7の(1)を除き、定額とする。第5の5の(2)及び7の(1)については、事業費の2分の1以内とする。

第7 補助対象経費

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要とする経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- (2) 第5の5の(2)により整備する設備・機材等のリースに対する支援については、支援対象者（事業実施主体の直接又は間接の構成員である輸出事業者等）が選定した設備・機材等をリースした事業者に支払うものとする。
- (3) 第5の5の(2)により整備する設備・機材等のリース料助成金の額は、次の算式①により算出するものとする。

ただし、当該物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては、算式②によるものとする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×1／2以内

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）
×1／2以内

この場合のリース期間は、物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

- (4) 第5の7の(1)で整備可能な施設・設備は、貯乳槽、殺菌機、スターター調整機、チーズバット、カードミル、モールド、チーズプレス、冷却槽、加塩槽、熟成室（装置）、冷蔵保管庫、その他チーズの製造・保管等に必要な施設・設備とする。なお、整備に当たっては、当該施設で製造するチーズのうち、一部を輸出することを要件とする。

第8 費用対効果分析

事業者は、第5の7の(1)の取組の実施に当たり、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて実施することとする。

第9 成果目標

第5の7の(1)の取組の実施に当たっては、次のとおり成果目標を定めることとする。

- 1 成果目標は、本事業により整備した施設・設備において製造したチーズの輸出量により定める。
- 2 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。
- 3 成果目標は、事業者が作成する第11の5の整備計画に記載した上で、事業実施主体に提出することとする。
- 4 3による提出を受けた事業実施主体は、成果目標の妥当性等について精査の上、第11の5の(2)により生産局長に提出することとする。

第10 採択基準

実施要綱第3の生産局長等が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施主体

事業実施主体が、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳乳製品の全てについて、第5に掲げる取組を実施する体制を有していること。また、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているとともに、事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

2 事業実施計画

事業実施計画が、本事業の目的に照らし適切であり、本事業の確実な遂行が可能であること。また、事業実施計画において本事業の趣旨・目的に沿った具体的な取組が記載されており、当該取組を達成するための考え方が示されていること。

第11 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施計画は、別記様式第2号により作成し、実施要綱別表2に掲げる事業承認者である生産局長に承認申請するものとする。

2 事業実施計画の変更

実施要綱第4の2の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとし、これに関する手続は1に準ずることとする。

- (1) 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業の追加、中止又は廃止

3 選定審査委員会

要綱第4の3の生産局長等が別に定める選定審査委員会は、畜産物の輸出に関し専門的知見を有する外部委員を含む3名以上で構成するものとする。

4 事業実施計画の承認

事業実施計画は、選定審査委員会において審査を受けた上で、生産局長の承認を受けることとする。

5 整備計画の作成

- (1) 事業実施主体は、第5の7の(1)の取組を選択する場合には、別記様式第3号により事業者が整備計画を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出された整備計画を審査し、承認した場合には、別記様式第4号により生産局長に提出するものとする。
- (3) (2)の整備計画の審査に当たっては、外部委員を含む3名以上で構成する公募選定委員会を設置し、事業者が第2の5の要件に合致するか、提出された整備計画が適切であるか等について、審査を行うものとする。
- (4) 整備計画について、2に掲げる重要な変更を行う場合には、これに係る手続は(1)及び(2)に準じて行うものとする。

6 事業の着手

- (1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第5号により、生産局長に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) 生産局長は、(1)のただし書による交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

7 事業の委託

- (1) 事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式第2号の別添の「ア 積算内訳」の「事業の委

託」及び「備考」欄に記載することにより、生産局長の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

(2) 事業実施主体は、委託に要する経費について、経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠とするものとする。

ただし、相見積りを取っていない場合、又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その理由を明らかにした理由書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を事業実施主体に帰属させるものとする。

その上で、委託した業務の終了について、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第12 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第6の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画に基づき事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書等を添付の上、生産局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書及び事業の一環として作成した報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、別記様式第6号により事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに生産局長に報告するものとする。

3 整備事業の報告

(1) 第5の7の(1)の取組を実施する事業者は、1及び2に定める手続に準じて報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の報告を受けた場合には、1及び2に掲げる事業実施主体が作成する報告書とともに取りまとめた上で、生産局長に提出するものとする。

第13 事業の評価

事業実施主体は、第5の7の(1)の取組を選択した場合には、次に掲げるとおり事業の評価を行うものとする。

1 事業実施主体は、事業者の成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第7号により、目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に報告することとする。なお、評価に当たっては、必要に応じて事業者の取組内容や成果目標の達成状況につ

いて事業者から聞き取りを行うものとする。

- 2 生産局長は、1による報告を受けた場合には、別記様式第8号により、取組の内容や成果目標の達成状況に対する評価が適正であるかどうかについて評価を行うものとする。

第14 その他

補助事業の実施により収入が発生した場合には、当該収入を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

（「補助対象経費」－（「補助事業実施により発生した収入」－「補助事業実施に要した補助対象外経費」））×補助率

別表（第7の1関係）

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>本事業を実施するために直接必要な備品等の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理に関する契約を交わすこと。
事業費	会場借料	<p>本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	
	通信運搬費	<p>本事業を実施するために直接必要な郵便代や運送代の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	<p>本事業を実施するために直接必要な物件、畜産物加工用機材、事務機器等の借り上げ経費</p>	
	印刷製本費	<p>本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に要する経費</p>	
	広告宣伝費	<p>本事業を実施するために</p>	

	直接必要な試食会等の会場 装飾費、PRのための広報 媒体への広告等を行うため に必要な経費	
資料購入費	本事業を実施するた めに直接必要な図書及び参 考文献の経費	
原材料費	本事業を実施するた めに直接必要な試験・実証 等に必要な原材料等の経 費	・原材料等は物品受払簿で 管理すること。
消耗品費	本事業を実施するた めに直接必要な次の経費 ・短期間（補助事業の実 施期間内）又は一度の 使用によって消費さ れ、その効用を失う少 額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額 な記録媒体の経費 ・プロモーション活動に 必要な広報資材等の経 費	・消耗品は物品受払簿で管 理すること。
輸送・保管 費	本事業を実施するた めに直接必要な製品、機材等を 海外へ輸送・保管するた めに必要な経費	
商標登録料	商標登録を出願や登録・ 維持管理するために直接必 要な経費	
翻訳料	輸出品の商品ラベル等の 輸出先国言語への翻訳を行 うために直接必要な経費	

	サンプル検査費	輸出品のサンプル検査を行うために直接必要な経費	
	整備費	本事業を実施するために直接必要な施設・設備の設計・整備・導入・設置等に必要経費	・要領第5の7の(1)の取組に限る。
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した招へい・派遣した専門家等に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務の実施に当たり、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により、本事業において雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿や作業日誌を整備すること。
委託費		補助金の交付の目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、	・第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り委託できるものとする。

		取りまとめ等)を他の者 (応募団体が民間企業の場合にあつては、その企業自身を含む。)に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業そのもの、又は本事業の根幹をなす業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要であるものの、それだけでは本事業の成果とは成り立たない通訳、設計、分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	